

新型^{しんがた}コロナウイルスのために、仕事^{しごと}が休み^{やす}になったり、仕事^{しごと}がなくなったりして、生活費^{せいかつひ}（生活^{せいかつ}するためのお金^{かね}）に困^{こま}っているみなさま

一時的な資金^{いちじてき しきん}の緊急貸付^{きんきゆうかしつけ}（しばらくのあいだ必要なお金^{ひつよう かね}を借り^かることができます）のお知らせ

都道府県の社会福祉協議会^{とどうふけん しゃかいふくしきょうぎかい}（みなさんの生活^{せいかつ}をたすけるところ）は、生活費^{せいかつひ}がなくて困^{こま}っている人^{ひと}にお金^{かね}を貸^かしています。収入^{しゅうにゅう}（給料^{きゅうりょう}）が少ない世帯^{すく}（同じ家^{せたい}でいっしょに生活^{いえ}する人のグループ）はお金^{かね}を借り^かることができます。

今^{いま}、コロナウイルスのために、たくさんの人^{こま}が困^{しごと}っています。仕事^{しごと}が休み^{やす}になったり、仕事^{しごと}がなくなったりして、生活費^{せいかつひ}（生活^{せいかつ}するためのお金^{かね}）が足りない人^たに特例貸付^{とくれいかしつけ}（特別^{とくべつ}にお金^{かね}を貸^かします）をします。

くわしいことは、この紙^{かみ}の裏^{うら}を見^みてください。

また、もっとくわしく知り^したかったら、電話^{でんわ}をしてくださいます。

お金を借り^かるときにすること (みなさんは①をしてくださいます。)

① 市区町村^{し くとちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に申し込み^{もう こ}をしてください。

(市区町村^{し くとちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に相談^{そうだん}したら、申し込み^{もう こ}の方法^{ほうほう}を教^{おし}えます。)

② 市区町村^{し くとちょうそん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}が都道府県^{とどうふけん}の社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に申込書^{もうしこみしょ}を送^{おく}ります。

③ お金^{かね}を貸^かすことが決^きまったら、お金^{かね}をみなさん^{みなさん}に送^{おく}ります。

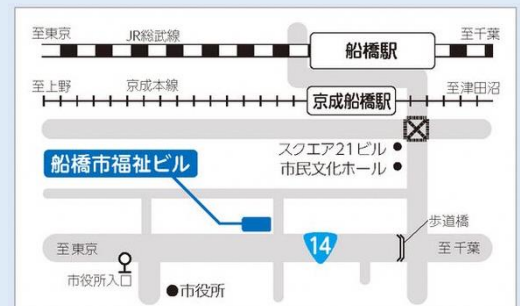
とあ
問い合わせ^{とあ}（くわしいことを知り^したいときに、相談^{そうだん}してください）

船橋市社会福祉協議会^{ふなばし し しゃかい ふくし きょうぎかい}

電話^{でんわ}: 047-431-5877

住所^{じゅうしょ}: 船橋市本町^{ふなばし し ほんちょう} 2-7-8 船橋市福祉ビル^{ふなばし し ふくし びる} 3階^{かい}

受付時間^{うけつけじかん}: 月曜日^{げつようび}～金曜日^{きんようび} 9:00～17:00



※日本語^{にほんご}が分^わからない人^{ひと}は船橋市外国人総合相談窓口^{ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち} (050-3101-3495)へ

電話^{でんわ}してください。

おもに仕事が休みになった人（緊急小口資金 （すぐに少しお金を貸します））

赤い字は、新型コロナウイルスのためにルールをかえたもの。

生活費がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくのあいだ少しお金を貸します

■対象者（お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、仕事が休みになったり仕事がなくなったりして収入が少なくなつて、しばらくのあいだの生活費がすぐに必要な世帯

※ 借りることができる人が多くなりました。

※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事をしていても、借りることができます。

■貸付上限額（いくらまで借りることができますか）

・学校などの休みで仕事がなくなった人、個人事業主（個人で仕事をしている人）などの特別な場合、20万円まで

・そのほかの人、10万円まで

※特別な場合、20万円まで借りることができるようになりました。

■据置期間（返さなくてもよい期間）

1年まで（借りてから1年まで返さなくてもいいです）

※ 「2か月まで」でしたが、「1年まで」になりました。

■償還期限（返さなければならない期限）

2年まで（2年後までにかえさなければなりません）

※「12か月まで」でしたが、「2年まで」になりました。

■貸付利率（借りたお金につく利率）・保証人（お金を借りるときあなたの身分を保証する人）

利率は0（ゼロ）です。保証人はいません。

■申込先

市区町村の社会福祉協議会

おもに仕事がなくなった人（生活支援費）

生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。

■対象者（お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりして、生活するのが大変な世帯

※ 借りることができる世帯が多くなりました。

※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事があっても、借りることができます。

■貸付上限額（いくらまで借りることができますか）

・世帯の人数が2人以上

1かげつ 20万円まで

・1人の世帯

1かげつ 15万円まで

貸付期間（借りることができる期間）：ふつうは3かげつまで

■据置期間（返さなくてもよい期間）

1年まで（借りてから1年まで返さなくてもいいです）

※ 「6か月まで」でしたが、「1年まで」になりました。

■償還期限（返さなければならない期限）

10年まで（10年後までにかえさなければなりません）

■貸付利率（借りたお金につく利率）・保証人（お金を借りるときあなたの身分を保証する人）

利率は0（ゼロ）です。保証人はいません。

※ 保証人がいたら利率は0（ゼロ）、保証人がいなかったら利率は年1.5%でしたが、かえました。

■申込先

市区町村の社会福祉協議会

【注意】お金を借りるだけでなく、そのあと、みなさんが生活できるようになるための支援を受けてください。

住民税非課税世帯（収入が少なくて住民税をはらわなくてもよい世帯）は、償還時（お金を返さなければならないとき）に、まだ収入が少なかったら、返さなくてもいいです。